

# I 令和6年度 山梨県教職員等福利厚生事業一覧

## 1 山梨県教育委員会福利厚生事業

健康診断等対象年齢は、R7.4.1現在の年齢

区分	項目	事業案内	備考
健康 管 理 事 業	定 期 健 康 診 断	健康を維持増進するため、人間ドックの対象者を除く全職員を対象に実施	市町村の県費負担教職員は除く (健康診断については各市町村で実施)
	雇 入 時 健 康 診 断	新規採用職員を対象に実施	
	生 活 習 慣 病 健 康 診 断	人間ドックの対象者を除く40歳以上の職員 40歳未満で医師が必要と認めた職員	
	26・29・31・35 歳 健康づくり健康診断	循環器系疾患、肝機能及び腎機能の異常や貧血、糖尿病等を早期発見するため実施(人間ドックの対象者を除く)	
	胃 検 診	胃障害を早期発見するため、40歳以上の職員を対象に胃エックス線撮影を実施(人間ドックの対象者を除く)	
	子 宮 が ん 検 診	子宮がんを早期発見するため、20歳以上の奇数年齢の女性職員(人間ドック対象者を除く)を対象に実施	
	巡 回 乳 が ん 検 診	乳がんを早期発見するため、女性職員について、30歳代奇数年齢には、超音波検査、40歳代以上奇数年齢には、マンモグラフィー検査を実施(いずれも人間ドック対象者を含む)	
	肺 が ん 検 診	肺がんを早期発見するため、40歳以上の職員は胸部エックス線の二重読影を実施、41歳以上の職員のうち喫煙指数が400以上及び検査を希望する職員を対象に喀痰検査を実施	
	海 外 派 遣 職 員 の 健 康 診 断	6か月以上海外へ派遣される職員を対象に派遣前及び帰国後に実施	
	深 夜 業 務 従 事 者 健 康 診 断	寄宿舎指導員のうち、深夜業務に従事する職員を対象に実施	
	特 定 業 務 従 事 者 健 康 診 断	電離放射線・特定化学物質・有害薬物(農薬等)・溶接ヒュームを取り扱っている職員を対象に実施	
	腰 痛 健 康 診 断	腰痛症を予防するため、特別支援学校等において児童・生徒の移動等の介助業務に従事する教職員を対象に実施	
	血 液 取 扱 者 健 康 診 断	B型肝炎に感染する危険性の高い血液取扱業務に従事している職員に対して、B型肝炎予防検査とワクチン予防接種を実施	
	自 動 車 運 転 業 務 従 事 者 健 康 診 断	自動車運転業務従事者に対して実施	
	人 間 ド ッ ク 等	指 定 年 齢 制 人 間 ド ッ ク (共 済 と 共 同 事 業)	
希 望 制 人 間 ド ッ ク ① (共 済 と 共 同 事 業)		生活習慣病予防対策として、正規職員(指定年齢制人間ドック対象者除く)のうち希望者に人間ドックを実施(奇数年齢の女性は子宮がん検診を含む) ※希望者が定員を超える場合は抽選	
希 望 制 人 間 ド ッ ク ② (共 済 と 共 同 事 業)		生活習慣病予防対策として、有期任用職員のうち希望者に人間ドックを実施(奇数年齢の女性は子宮がん検診を含む) ※希望者が定員を超える場合は抽選	
骨 粗 鬆 症 検 診 (共 済 と 共 同 事 業)		骨粗鬆症の早期発見のため、指定年齢制人間ドック対象者のうち、39歳、46歳、51歳、56歳、60歳の女性職員に対して実施	
腫 瘍 マ ー カ ー 検 診 (共 済 と 共 同 事 業)		がんの早期発見のため、指定年齢制人間ドック対象の全職員に対して実施	
乳 が ん 検 診 (共 済 と 共 同 事 業)		人間ドックを受診する女性職員について、36歳、39歳は超音波検査、40歳以上はマンモグラフィー検査を実施 ※市町村の県費負担教職員のみ。	
脳 ド ッ ク (共 済 と 共 同 事 業)		脳血管疾患の早期発見のため、希望者にMRI(磁気共鳴断層撮影)やMRA(脳血管撮影)検査を実施 ※希望者が定員を超える場合は抽選	
P E T 検 査 (共 済 と 共 同 事 業)		がんの早期発見のため、60歳で勤続10年以上の希望者にPET(陽電子放射断層撮影)装置を用いた検査を実施 ※希望者が定員を超える場合は抽選	

# I 令和6年度 山梨県教職員等福利厚生事業一覧

山梨県教育委員会福利厚生事業

区分	項目	事業案内	備考	
健康管理事業	健康相談	巡回健康相談 教育庁本庁各課・出先機関及び県教委が所管する学校・その他の教育機関を対象に実施 定期健康相談 一般相談 月2回 メンタルヘルス相談 月2回 保健師による相談 随時	共済組合事業でも各種健康相談を実施しています。(本部)	
	県費負担教職員健康管理推進事業	県費負担教職員の健康保持増進のため、健康セミナーの開催、教職員の統一カルテの管理、全公立小中学校での保健師による健康相談を実施		
	健康教育	衛生管理者及び衛生推進者等研修会	各所属における安全衛生水準の向上を図るため、衛生管理者及び衛生推進者等を対象に実施	
		管理職のためのメンタルヘルス研修会	管理職を対象として適切な対応ができるよう、メンタルヘルスについての知識や理解を深めるための研修を実施	
その他事業	職場のメンタルヘルス研修会	ストレスの要因や心の健康状態について職員一人ひとりが正しく認識し、対処(セルフケア)できるよう、メンタルヘルスに関する研修を実施		
	ライフプランセミナー(共済と共同事業)	職員の生涯生活設計に関するセミナーを開催(40代、50代、定年退職者向け)		
	財形年金貯蓄事業	職員が計画的な財産形成と豊かな老後の生活を築くために、金融機関へ給与から積立特典:元利合計550万円(生保元金385万円)まで非課税扱い・持家融資が付与		
	元気回復事業	教職員の元気回復を図るため、スポーツレクリエーション事業、芸術文化教養事業、インフルエンザ助成事業を実施する。		
	被服貸与	被服貸与の対象となる特定業務に従事する職員に作業衣等を貸与		
	恩給	地方公務員等共済組合法施行日(昭和37年12月1日)の前日までに恩給の支給要件を満たして退職した者又はその家族に恩給又は扶助料を支給	担当課 山梨県総務部職員厚生課	
公務災害補償	職員が公務中又は通勤途中に負傷又は傷病にかかった場合、それが公務上の災害又は通勤災害に認定されたときは、地方公務員災害補償基金又は県が補償を実施			

# I 令和6年度 山梨県教職員等福利厚生事業一覧

## 2 公立学校共済組合事業

区分	項目	事業案内	備考	
給 付 事 業	短 期 健 給 付	療養の給付／ 家族療養費	組合員又は被扶養者が傷病により保険医療機関において組合員証により治療を受けたとき、医療費の7割を支給(本人負担3割) ただし、小学校入学前の子は8割、70歳以上75歳未満の方は所得水準により8割又は7割を支給	支給内容等の詳細については、公立学校共済組合のホームページに掲載しています。
		一部負担金 戻金	組合員が傷病により保険医療機関において組合員証により治療を受けたとき、次の基準により支給 ○一般所得者(標準報酬月額が530,000円未満の者) 本人負担額から25,000円を控除した額を支給(100円未満切捨) ○上位所得者(標準報酬月額が530,000円以上の者) 本人負担額から50,000円を控除した額を支給(100円未満切捨)	
		家族療養費 附加金	家族療養費を支給する場合に、次の基準により支給 ○一般所得者(標準報酬月額が530,000円未満の者) 本人負担額から25,000円を控除した額を支給(100円未満切捨) ○上位所得者(標準報酬月額が530,000円以上の者) 本人負担額から50,000円を控除した額を支給(100円未満切捨)	
		療養費／ 家族療養費	組合員又は被扶養者が診療費を立替えて支払ったとき、上記「療養の給付」の範囲内で支給	
		保険外併 用費	組合員が保険医療機関等で先進医療等を受けた場合、その基礎部分(通常の療養の給付と変わらない範囲)の療養等に要した費用の7割を支給 ※(高度)先進医療、医薬品の適応外使用<差額ベッド代、時間外診療、歯科の特殊材料費などに係る費用は全額自己負担となります。	
		入院時 食事療養費	組合員及び被扶養者が入院時に食事療養の提供を受けたときには、1食につき460円を超える部分を共済組合が負担	
		入院時 生活療養費	65歳以上の組合員及び被扶養者が療養病床に入院し、生活療養(食事療養や、適切な療養環境をつくるための療養)の提供を受けたとき、一定の負担額(原則として1食につき460円、さらに1日につき370円の合計額)を超える部分を共済組合が負担	
		移送費／ 家族移送費	医師の指示により、組合員又は被扶養者の移送が必要となったとき、最も経済的な通常の経路及び方法により算定した額を支給	
		訪問看護 療養費／ 家族訪問看護 療養費	組合員又は被扶養者が在宅療養のため、指定訪問看護事業者から訪問看護を受けたとき、医療費の7割を支給 ただし、小学校入学前の子は8割、70歳以上75歳未満の方は所得水準により8割又は7割を支給	
		家族訪問看護 療養費附加金	家族訪問看護療養費を支給する場合に、次の基準により支給 ○一般所得者(標準報酬月額が530,000円未満の者) 訪問看護療養費が25,000円を超える場合は、家族療養費附加金を支給(100円未満切捨) ○上位所得者(標準報酬月額が530,000円以上の者) 訪問看護療養費が50,000円を超える場合は、家族療養費附加金を支給(100円未満切捨)	
高額療養費	組合員又は被扶養者が同一月に同一医療機関で療養に要した費用のうち、自己負担額が次の金額を超えた場合にその超過額を支給 ○組合員の標準報酬月額が83万円以上 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% ○組合員の標準報酬月額が53万円以上83万円未満 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% ○組合員の標準報酬月額が28万円以上53万円未満 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ○組合員の標準報酬月額が28万円未満 57,600円			

# I 令和6年度 山梨県教職員等福利厚生事業一覧

公立学校共済組合事業

区分	項目	事業案内	備考	
給付事業	保健給付	高額介護合算療養費	組合員又は被扶養者の医療費と介護費用が高額になった世帯の負担を軽減するため、医療保険の自己負担と介護保険の利用者負担の年間(前年8月からその年の7月までの1年間)の合計額が一定の額(高額介護合算療養費自己負担限度額)を超えたときは、その超えた額について医療保険及び介護保険の自己負担額(利用者負担額)の比率に応じて、医療保険に係る分については、共済組合から高額介護合算療養費が支給されます。	支給内容等の詳細については、公立学校共済組合のホームページに掲載しています。
		出産費／家族出産費	組合員又は被扶養者が出産したとき、一児につき50万円(産科医療補償制度の対象とならない場合は48万8千円)を支給	
		出産費附加金／家族出産附加金	組合員又は被扶養者が出産し、出産費を受給する場合、一児につき50,000円を支給	
		埋葬料／埋葬料附加金	組合員が公務によらないで死亡したとき、死亡当時の被扶養者(被扶養者がいない場合は実際に埋葬を行った方)に支給 埋葬料 50,000円 埋葬料附加金 25,000円	
		家族埋葬料附加金	組合員の被扶養者が死亡したときに支給 家族埋葬料 50,000円 家族埋葬料附加金 25,000円	
	短期給付	傷病手当金	組合員が公務によらない病気又は負傷の療養のため勤務を休み、給料の全部又は一部が支給されないとき支給 支給期間: 最長1年6ヶ月(結核性の病気の場合は3年間) 支給額: 1日につき標準報酬日額×2/3 給料の一部が支払われる場合は、差額分を支給。 ※標準報酬日額: 平均標準報酬月額×1/22	
		傷病手当金附加金	傷病手当金が支給されなくなったときから通算して6ヶ月間、傷病手当金と同額を支給	
		出産手当金	組合員が出産のため勤務を休み、給料の全部又は一部が支給されないとき支給 支給期間: 出産日(出産日が予定日後のときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)、出産後56日まで 支給額: 1日につき標準報酬日額×2/3 給料の一部が支払われる場合は、差額分が支給されます。	
		休業手当金	組合員が一定の事由で欠勤し、給料の全部又は一部が支給されないとき、1日につき標準報酬日額の50/100を限度に支給 ○被扶養者の傷病: 全期間 ○配偶者の出産: 14日 ○組合員又は被扶養者の不慮の災害: 5日 ○組合員の婚姻、配偶者の死亡、被扶養者等の婚姻・葬祭: 7日 ○被扶養者でない配偶者・一親等の親族の傷病: 14日 ○通信教育の面接授業: 必要と認められた期間	
		育児休業金	組合員が育児休業を取得した場合、支給 支給期間: 当該育児休業に係る子が1歳に達する日まで支給(パパ・ママ育休プラスに該当するときは、1年を限度に2歳まで、保育所に入れない等特別の事情に該当するときは最長2歳まで) 支給額 ○育児休業開始時から180日に達するまで 1日につき標準報酬日額×67/100(上限あり) ○育児休業開始時から180日を超える期間 1日につき標準報酬日額×50/100(上限あり)	
		介護休業金	組合員が2週間以上の介護休暇を取得したときに支給 支給期間: 介護休業の日数を通算して66日まで 支給額: 1日につき標準報酬日額×67/100(上限あり)	
		弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害によって死亡したとき、標準報酬月額の1月分を遺族に支給	
	災害給付	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害によって死亡したとき、標準報酬月額の1月分×70/100を支給	
災害見舞金		組合員の住居又は家財が水震火災等の非常災害により損害を受けたとき、その程度に応じて標準報酬月額の0.5～3月分を支給		

# I 令和6年度 山梨県教職員等福利厚生事業一覧

公立学校共済組合事業

区分	項目	事業案内	備考
給付事業	老 齢 厚 生 年 金	○老齢厚生年金 65歳到達時に受給権が発生する。 ○特別支給の老齢厚生年金 特例により生年月日に応じた支給開始年齢から65歳に到達するまでの間支給される。 65歳に到達すると受給権が消滅する。	支給内容等の詳細については、公立学校共済組合本部のホームページに掲載しています。
	障 害 厚 生 年 金	組合員である間に初診日のある傷病により、障害認定日(初診から1年6ヶ月後又は症状固定の日)に、障害等級1級から3級の障害の程度の状態にあるときに、受給権が発生する。	
	障 害 手 当 金	組合員である間に初診日のある傷病により、障害共済年金または障害厚生年金が支給されない程度の障害の状態にあるときに、受給権が発生する。	
	遺 族 厚 生 年 金	組合員及び老齢・障害年金等の受給者などが死亡したとき、その遺族に受給権が発生する。	
貸付事業	一 般 貸 付	組合員が臨時に資金を必要とする場合 貸付限度額 200万円 償還回数 120回以内	支給内容等の詳細については、公立学校共済組合本部のホームページに掲載しています。
	特 別 貸 付	任期を有する組合員(再任用・短期)が臨時に資金を必要とする場合 貸付限度額 給料月額10分の3に残任期月数を乗じて得た額(最高200万円) 償還回数 残任期月数以内	
	住 宅 貸 付	組合員が自己の用に供するための住宅の新築等をするため資金を必要とする場合 貸付限度額 次のうちいずれか高い額(ただし、1,800万円まで) ・給料月額に組合員期間に応じた月数を乗じて得た額 ・仮定退職手当の額 償還回数 360回以内	
	住 宅 災 害 貸 付	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が非常災害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合 貸付限度額 住宅貸付の貸付限度額の2倍の額(1,900万円まで) 償還回数 360回以内	
	介 護 構 造 部 分 に 係 る 貸 付	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするため資金を必要とする場合 貸付限度額 300万円 償還回数 360回以内	
	教 育 貸 付	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫もしくは兄弟姉妹が大学等に入学又は修学するため資金を必要とする場合 貸付限度額 550万円 償還回数 250回以内	
	災 害 貸 付	組合員又は被扶養者が非常災害を受けたため資金を必要とする場合 貸付限度額 200万円 償還回数 120回以内	
	医 療 貸 付	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹もしくは父母が医療(高額療養費の対象となる療養を除く)を受けるため資金を必要とする場合 貸付限度額 120万円 償還回数 110回以内	
	結 婚 貸 付	組合員又は子が結婚するため資金を必要とする場合 貸付限度額 200万円 償還回数 120回以内	
	葬 祭 貸 付	組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹もしくは父母の葬祭を行うため資金を必要とする場合 貸付限度額 200万円 償還回数 120回以内	
	高 額 医 療 貸 付	組合員(再任用組合員および任意継続組合員を含む。)並びに被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払いのため資金を必要とする場合 貸付限度額 高額療養費相当額 償還回数 1回(高額療養費支給時に一括して控除)	
	出 産 貸 付	組合員(再任用組合員および任意継続組合員を含む。)並びに被扶養者が出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払いのため資金を必要とする場合 貸付限度額 出産費又は家族出産費相当額 償還回数 1回(出産費又は家族出産費支給時に一括して控除)	

# I 令和6年度 山梨県教職員等福利厚生事業一覧

公立学校共済組合事業

区分	項目	事業案内	備考
厚生事業 健康管理 事業	特定健診・特定保健指導	40歳から75歳未満の組合員、任意継続組合員及び被扶養者を対象に実施(ただし、40歳以上の組合員の特定健診は職場の定期健康診断・人間ドックの中で実施。特定保健指導は人間ドックの中で、また外部委託業者による訪問型を実施。)	
	指定年齢制人間ドック (県教委と共同事業)	36歳、39歳、41歳、44歳、46歳、49歳、51歳、54歳、56歳、57歳、58歳、59歳、60歳の一般組合員(正規職員のみ)に人間ドックを実施	60歳以上偶数年の職員も実施
	33歳総合健診	33歳の一般組合員(正規職員のみ)に対して一日人間ドックに準じた健診を実施	
	被扶養配偶者人間ドック	40歳以上で人間ドックを希望する被扶養配偶者に対して実施 検査料から特定健康診査の費用を除いた額の6割を補助	
	希望制人間ドック① (県教委と共同事業)	指定年齢制人間ドック対象者を除く一般組合員(正規職員)のうち、希望者に人間ドックを実施 ※希望者が定員を超える場合は抽選	
	希望制人間ドック② (県教委と共同事業)	一般組合員(再任用職員(フルタイム)、任期付職員等)や短期組合員(再任用職員(短時間)、会計年度任用職員)の希望者に人間ドックを実施 ※希望者が定員を超える場合は抽選	
	骨粗鬆症検診 (県教委と共同事業)	骨粗鬆症の早期発見のため、指定年齢制人間ドック対象者のうち、39歳、46歳、51歳、56歳、60歳の女性職員に対して実施	
	腫瘍マーカー検診 (県教委と共同事業)	41歳、44歳、49歳、51歳、54歳、56歳、57歳、58歳、59歳、60歳の指定年齢制人間ドック対象者に対して実施	60歳以上偶数年の対象者も実施
	乳がん検診 (県教委と共同事業)	人間ドックを受診する女性職員について、36歳、39歳は超音波検査、41歳以上はマンモグラフィ検査を実施(39歳を除き、市町村の県費負担教職員のみ。)	
	脳ドック (県教委と共同事業)	脳血管疾患の早期発見のため、MRI(磁気共鳴断層撮影)やMRA(脳血管撮影)検査の希望者に対し実施 ※希望者が定員を超える場合は抽選	
	PET検査 (県教委と共同事業)	がんの早期発見のため、60歳で勤続10年以上の希望者に対しPET(陽電子放射断層撮影)装置を用いた検査を実施 ※希望者が定員を超える場合は抽選	
	歯科健診	30・40・45・50・55・60歳の組合員を対象に実施	
	子宮がん検診	子宮がんを早期発見するため、20歳以上の奇数年齢の女子職員を対象に実施(市町村の県費負担教職員のみ)	
	健康教育	○メンタルヘルス研修会、健康増進セミナーの開催 ○ストレス対応機器の貸出 ○健康知識のリーフレット配付	
	カウンセリング相談	臨床心理士によるカウンセリング相談を実施(予約制)	
	ウォーキング・グランプリ	普段の生活の中で、活動量を増やすきっかけづくりや、職場のコミュニケーション促進を目的とし、同じ所属所で一定期間のチームの合計歩数を競う事業を実施	
	教職員電話健康相談24 (共済組合本部事業)	健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で対応 ○一般健康相談、専門医相談(予約制)、小児救急相談に対応 ○利用時間:1回20分程度	公立学校共済組合員のみ利用可能
	電話・面談メンタルヘルス相談 (共済組合本部事業)	臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを実施) 【電話相談】月～土曜日 10:00～22:00(祝日・年末年始を除く) ○利用時間:1回20分程度 【面談予約】月～土曜日 10:00～20:00(祝日・年末年始を除く) ○利用時間:1回50分程度 ○面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料 ○面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施	〃
	L I N Eメンタルヘルス相談	メンタルヘルスに関する相談に、公認心理士・臨床心理士が対応 ○受付時間:土日月 18:00～22:00 ○利用時間:1日1回まで30分～60分	〃
	女性医師電話相談 (共済組合本部事業)	女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービス(予約制) ○受付時間:月～土10:00～21:00(祝日・年末年始を除く) ○利用時間:1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ	〃

# I 令和6年度 山梨県教職員等福利厚生事業一覧

公立学校共済組合事業

区分	項目	事業案内	備考
厚 生 一 般 事 業	介護電話相談 (共済組合本部事業)	介護全般に関する相談に、ケアマネージャーや社会福祉士が対応 月～土10:00～18:00 1回20分	〃
	Web相談 (こころの相談) (共済組合本部事業)	Web上で24時間、メンタルヘルスに関する相談を受付 ○臨床心理士が3営業日以内を目処に個別に回答	〃
	ライフプランセミナー (県教委と共同事業)	職員の生涯生活設計に関するセミナーを開催 (40代、50代、定年退職者向け)	
	芸術鑑賞補助	組合員及び被扶養者を対象として、芸術公演を鑑賞する機会を提供し、費用の一部を補助する。	
	育児支援冊子の配付	出産費を請求された方を対象に、育児情報の月刊誌「赤ちゃんと！」を12ヶ月間自宅へ送付	
	リフレッシュ旅行補助	余暇利用の増進を図るため、指定宿泊施設を利用した組合員にその費用の一部を助成 ・補助対象:組合員・被扶養者 ・利用回数:年間2泊まで ・補助金額:1泊につき2,000円 ただし、4歳～小学生は、1,000円	対象となる施設の概要は、ホームページ参照
	日帰りリフレッシュ補助	組合員が指定施設の回数利用券を購入する費用の5割を補助 ○指定施設:石和健康ランド等	
	ベルフィーユ武蔵野女子学生会館 (共済組合本部事業)	公立学校共済組合の組合員、または組合員であった者の子で大学、大学院、短期大学の昼間部に在学又は来春入学見込みの女子学生が入館できます。(有料) ただし、入学しない場合は入館できません。	問い合わせ先 0422-37-7800 平日9:30～17:00
	アイリスプラン (共済組合本部事業)	○年金コース 在職中から積立を開始し、退職後の公的年金を補完するための制度 ・一般型(一般の生命保険料控除適用型) ・個年型(個人年金保険料控除適用型) ○医療・日常事故コース ・医療入院コース(病気やケガなどすべての入院を保障) ・日常事故補償コース(日常事故による入院、通院、死亡・後遺障害および個人賠償等を補償) ※任意加入 保険料又は掛金の納入が必要です。	問い合わせ先 教職員生涯福祉財団サービスセンター 0120-491-294 月～金(祝日は除く) 10:00～17:00
	福祉保険制度 (共済組合本部事業)	○ファミリー年金 組合員本人に万一の事(死亡・高度障害)があった場合、老齢厚生年金の1/4相当額を補完し、残されたご家族が安心して生活するための生活費と、予め指定したお子様の教育費をサポート。長期にわたる生活支援を行います。 ○医療費支援制度 入院費用給付金、特定疾病給付金、傷病休職給付金、元気づくりサービスクラス ※任意加入 保険料の納入が必要です。 ○ファミリー応援金 組合員本人に万一の事(死亡・高度障害)があった場合、ご家族等へ5万円の見舞金を支給します。 ※加入不同意者を除く全組合員が加入しています。	問い合わせ先 公立学校共済組合福祉保険制度担当 0120-778-599 月～金(祝日は除く) 10:00～16:00

# I 令和6年度 山梨県教職員等福利厚生事業一覧

## 3 教職員互助組合事業

区分	項目	事業案内	備考
給付事業	療養見舞金	会員が無給休職期間で傷病手当金、傷病手当付加金の給付が終了したとき 月50,000円 会員が有給休職及び無給休職期間で傷病手当金、傷病手当付加金の給付を受けているとき 月10,000円	
	会員医療見舞金	会員が医療を受けたとき、共済組合の基礎控除額から2,000円(100円未満切捨)を控除した額 支給限度額6,000円	
	会員入院療養見舞金	会員が引き続き5日以上入院したとき、入院1日につき700円	
	出産見舞金	会員又は会員の妻が出産したときは、1件につき10,000円を支給	
	死亡弔慰金	会員が死亡したとき 200,000円 配偶者が死亡したとき 50,000円 扶養家族が死亡したとき 10,000円	
	永年勤続無給者給付金	在会20年以上、年齢45歳以上で、会員医療見舞金、入院療養見舞金以外の給付を受けていない会員に15,000円を支給(会員期間1回限り)	
	災害見舞金	住居が全焼・壊のとき 200,000円以内 住居が半焼・壊のとき 100,000円以内 住居が1/3焼・壊のとき 50,000円以内 住居が部分焼・(1/3～1/5)壊のとき 30,000円以内 一般見舞金 10,000円以内	
	結婚祝金	会員が結婚したとき30,000円(会員期間を通して1回)	
	介護手当金	会員が介護休暇を取得したとき、3か月を限度として日額8,000円を給付する。 ただし、公立学校共済組合による介護休業手当金の給付終了後とする。	
	入学祝金	子供が小学校へ入学したとき 5,000円	
	卒業祝金	子供が中学校を卒業したとき 5,000円	
	退職生業資金給付金	掛金の80%	
	永年勤続祝退会記念品	45歳以上・在会期間5年以上で年度末に退職した会員に記念品	
教育文化事業	地区教育文化事業	8地区ごとに実施	
福祉事業	地区厚生事業助成	8地区ごとに実施	
	文化協会助成	文化事業(囲碁大会)	
	放送大学履修補助	放送大学履修者に1年度3,000円を限度として補助	
貸付事業	各種貸付金	一般(生活資金・自動車購入・教育資金)貸付 住宅貸付	
保険事業	互助団体共済 生命保険 損害保険	グループ生命共済(任意加入) } 生命保険・損保保険16社と団体契約	
その他の事業	健康管理推進事業 (県教委・市町村教委委託事業)	県費負担教職員の健康保持増進のため、健康セミナーの開催、教職員の統一カルテの管理、全公立小中学校での保健師による健康相談を実施	
	元気回復事業 (県教委委託事業)	教職員の元気回復を図るため、県からの受託により実施 (1)各種スポーツレクリエーション、(2)家族参加型レクリエーション、(3)参加体験型教室、(4)芸術文化鑑賞会、(5)インフルエンザ予防接種助成	

# I 令和6年度 山梨県教職員等福利厚生事業一覧

教職員互助組合事業

区分	項目	事業案内	備考
	団体契約・斡旋事業	① 明治安田生命保険相互会社……互助団体生命共済 ② 明治安田損害保険株式会社……傷害プラン・長期療養プラン他 ③ 東京海上日動火災保険株式会社……所得補償保険・医療保険 ④ 山交保険部保健課……ガン保険 ⑤ (株)FDK……コサージュの斡旋 ⑥ (株)リョーウン……ギフト商品	
その他の事業	特約店契約による割引制度	会員証の提示で、一定の割引を受けられる業者一覧 ・めがね店 メガネトップ(眼鏡市場)、メガネスーパー、和真 ・旅行代理店 近畿日本ツーリスト、トップツアー、日本旅行、 富士急トラベル ・自動車免許取得湯村自動車学校 長坂自動車教習所 ・セレモニー (株)アピオ ・ホテル 富士屋ホテル ・引越業者 引越のサカイ、日通、アート引越センター ・スポーツジム BLUE EARTH ・リフォーム 庵住工房、小澤工務店 ・賃貸物件 レオパレス21 ・住宅建築 東京セキスイハイム(株) ・衣料 (株)満足屋	

# I 令和6年度 山梨県教職員等福利厚生事業一覧

## 4 高等学校教職員互助会事業 すべての給付について年度間給付額の上限は10万円です。

区分	項目	事業案内	備考
給付事業	本人医療費	会員が医療を受けたとき 公立学校共済組合基礎控除額－(2,700円＋100円未満端数) 1レセプトにつき、1ヶ月17,000円が上限	
	入院見舞金	会員が療養のため5日以上入院したとき、1日につき500円	
	本人訪問看護療養費	会員が訪問看護を受けたとき 公立学校共済組合基礎控除額－(3,000円＋100円未満端数) 1レセプトにつき、1ヶ月17,000円が上限	
	家族訪問看護療養費	会員の家族が訪問看護を受けたとき 公立学校共済組合基礎控除額－(3,000円＋100円未満端数) 1レセプトにつき、1ヶ月17,000円が上限	
	会員死亡弔慰金	会員が死亡したとき 100,000円	
	家族死亡弔慰金	会員の家族が死亡したとき 10,000円 (1)配偶者 (2)会員の実父母 (3)会員の子	
	休業手当金	会員が傷病のため、休暇及び休業を受けたとき (1)傷病のため傷病休暇を受け、給料が半減したとき 1ヶ月につき10,000円 (2)有給休職期間 1ヶ月につき10,000円 (3)無給休職期間 1ヶ月につき20,000円	
	災害見舞金	会員が非常災害により、その住居又は家財に損害を受けたとき 1件につき 30,000円	
	出産手当金	会員又は会員の配偶者が出産をしたとき 10,000円	
	結婚祝金	会員が結婚したとき 10,000円 ※但し、会員期間中1回のみ	
	介護休暇給付	会員が介護休暇を取得し、給与の減額を受けたとき (前半3ヶ月)1ヶ月 10,000円 (後半3ヶ月)1ヶ月 20,000円	
	入学祝金	会員の子が小学校及び特支学校小学部へ入学したとき 10,000円	
	卒業祝金	会員の子が中学校及び特支学校中学部を卒業したとき 10,000円	
	退会慰労金	会員が、互助会を退会したとき 在会期間中の長期掛金累計額相当	
	人間ドック給付	会員が、県又は会員が加入する各共済組合の人間ドック助成を受けたとき 2,000円 ただし、年度期首日に35・40・45・50・55・59・63歳の受診者を対象とする	
貸付事業	生活資金貸付	会員が臨時に生活資金を必要としたとき 貸付限度額200万円 償還限度回数72回	
	自動車貸付	会員が自動車の購入等の資金を必要としたとき 貸付限度額300万円 償還限度回数72回	
	教育資金貸付	会員本人又は子弟等に教育資金を必要としたとき 貸付限度額300万円 償還限度回数120回	
	結婚資金貸付	会員本人又は子弟等に結婚資金を必要としたとき 貸付限度額200万円 償還限度回数120回	
	医療費貸付	会員本人又は子弟等に医療を受けるため資金を必要としたとき 貸付限度額200万円 償還限度回数120回	

# I 令和6年度 山梨県教職員等福利厚生事業一覧

高等学校教職員互助会事業

区分	項目	事業案内	備考
貸付事業	葬 祭 貸 付	会員が子弟等の葬祭を行うため資金を必要としたとき 貸付限度額200万円 償還限度回数120回	
	災 害 貸 付	会員が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要としたとき 貸付限度額200万円 償還限度回数120回	
	海 外 旅 行 貸 付	会員が海外旅行のため資金を必要としたとき 貸付限度額200万円 償還限度回数120回	
	住 宅 資 金 貸 付	会員が土地・住宅の購入、増改築等により資金を必要としたとき 貸付限度額1,000万円の範囲内で「申込時の5年後の退職一時金+200万円」 償還限度回数240回	
生命保険等団体取扱事業	定期生命(グループ)	(任意加入) 教弘グループ(日本教育公務員弘済会山梨支部)	
	損 害 保 険	日本教育公務員弘済会山梨支部(まなびや・フルガード)、 東京海上日動火災保険株式会社、 あいおいニッセイ同和損害保険会社 日新火災海上保険株式会社	
	生 命 保 険	第一生命保険株式会社、日本生命保険相互会社、 朝日生命保険相互会社、住友生命保険相互会社、 明治安田生命保険相互会社、大樹生命保険株式会社、 富国生命保険相互会社、アメリカンファミリー生命保険会社、 日本教育公務員弘済会山梨支部(ジブラルタ生命保険株式会社)、 株式会社かんぼ生命保険	
受託事業	元気回復事業 (県教委委託事業) (甲府市教委委託事業)	教職員の元気回復を図るため、県及び甲府市からの受託により実施 (1)各種スポーツレクリエーション、(2)家族参加型レクリエーション、(3) 参加体験型教室、(4)芸術文化等鑑賞会、(5)インフルエンザ予防接種 助成	
その他	困 基 大 会	高等学校教職員互助会主催による困基大会	
	幹 旋 販 売 契 約 事 業 取 扱 事 業	会員の商品購入時に、割引等のサービスが受けられる業者一覧 【住 宅 (リフォームを含む)】 ミサワホーム山梨、パナホーム山梨、積水ハウス、大和ハウス 【物 品】 株式会社 リョーウン 【提 携】 甲信マツダ、タカラレーベン	
	特 約 店 契 約 に よ る 割 引 制 度	互助会員証の提示で、一定の割引を受けられる業者一覧 ・施設利用 各富士屋ホテル(宿泊・レストラン利用・ゴルフ場利用他) ホテル内藤グループ、甲府記念日ホテル、アン・グーテ・アラ・カンパー ニュ ・物品購入 満足屋、きものあさ川、眼鏡市場、和真、メガネスーパー、河口湖音楽と 森の美術館、岡島、琉球ダイニング 桃香 ・自動車免許取得 長坂自動車教習所 湯村自動車教習所 ・利用券 (株)シャトレーゼリゾートハケ岳、TRC乗馬クラブ小淵沢、清里ハイランド パーク、サンメドーズ清里スキー場	
	互 助 会 会 員 証 の 発 行	毎年、新規加入者に発行 会員証は入会時に発行し、これを提示することにより、様々な施設の割引 が利用できる。	